



発行所 秋田県合川町役場
責任者 (広報係) 松橋新一
(総務課 電話 4番・14番)
[発行部数 2,600]

補正予算や教委選任など

九月定例町議会おわる

町議会九月定例会は、九月二十八日から同月三十日までの三日間にわたり役場会議室で開かれ、町政全般にわたる一般質問のあと町当局から提出された議案をいずれも原案どおり可決し、任期満了の西村教育委員にかわって森岡昌千代氏(道城)を選任した。

九月定例議会では、町が果、原案どおり可決したも誘置をすすめていた精薄者ののである。
九月定例町議会で審議された議案の内容は次のとおりである。

寄附採納

大野台無人駅設置工事費の地元負担金二百万円、幹部警察官駐在所建築費寄附の四十五万円、精薄施設寄附金三十万円、出かせぎ相談所諸費十一万四千円、合川町商工会補助二十万円、運動広場の造成百八十二万六千円をはじめとする保健体育施設費二百二十二万四千円などである。
この補正額は歳入歳出とも三百七十七万三千円、この補正をもって今年度の一般会計予算額は歳入歳出とも一億六千四百八十九万九千円となった。

昭和三十九年度一般会計補正予算(第三号)

この補正の主なものは、(この補正の主なものは、を禁じており、その内容の主なものは、)

解説

最近全国的に「タカリ」「いやがらせ」「押し売り」など、いわゆる不良や、ぐれん隊の暴力的迷惑行為が多くなり、非常に迷惑をこうむっている実情にあり、こうした迷惑行為を追究するために法律だけでは取締ることができない点もある。
そこで六月県会において「公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為の防止に関する条例」が議決され、九月一日から実施されております。

暴力的迷惑行為の防止条例

九月一日より施行

「うろついたり、たむろ」して通行人や乗客、入場者などに言いがかりをつけたり、すこんだりして不安を与えてはならない。
また、ご婦人に「みだら」なことを言ったり、4、他人の家や事務所など、

Table with 2 columns: Date and Event. Includes '10月 主な予定' with dates like 10/10, 10/15, 10/23.

教育委員会委員の選任について

(任期満了の教育委員として中村委員の再任および西村委員にかわって森岡昌千代氏を選任した)

新教育委員に森岡昌千代氏

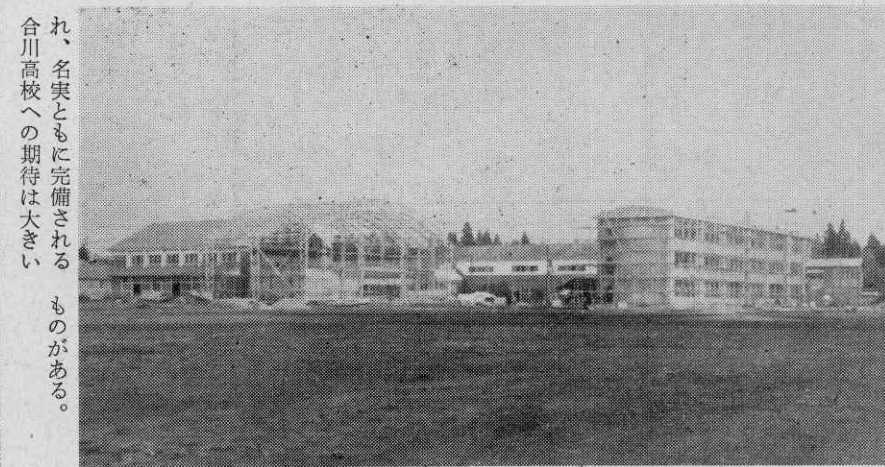


町の教育委員 森岡昌千代氏(道城)が十月一日付で任命された。森岡氏は当年六十二歳、九州帝国大学を卒業、鷹巣農林高校教諭、秋田県視学員、昭和三十七年三月県教育界から身を引いていたものである。
なお、去る三日開かれた教育委員会においては委員長職務代理者となった。

モダンな校舎完成

合川 施設整備着々すすむ

合川高校では、去る四月いらい教育棟および体育館の建築工事をすすめているが工事は順調、今月一ぱいをもって工事を終わり、来月早々に竣工式を挙げる。
教育棟は、鉄筋コンクリート三階建(四七九坪)という近代校舎である。
県北部の高校のなかでも屈指のものであり、体育館も間口十五間、奥行八間の鉄骨造りの堂々たるもの、今年度の工事は前倒りのため明後年度には三百三十坪の大体育館が完成される予定といわれ、合川高校への期待は大きいものがある。



造林用苗木の受付中

森林組合

秋の造林季節がせままりしたがまだ苗木を注文して春などの目的で客引や客待ちをしてはならない。
断られて、すこんだり、前科をつけたりして、押売りしてはいけません。
5、パチンコ店などうろついたり、つきまったりして景品買いをしてはならない。
6、入場券や乗車券など高く売りつける行為はしてはならない。
7、利益を得る目的で汽車の座席を占めたり、または座席を占めるため立ちふさがったり、つきまったりしては五万円以下の罰金をとられることになっております。

出かせぎ者の不安解消

相談所設け、対策急ぐ

出かせぎ者が安定的に表面化していないと、きなく働けるよう、町ではこのほかで出かせぎ者の話しあいを設け、相談所を積極的に設けることになった。
出かせぎに行き、大怪我をし拾数万円の医療費を背負されたことや、せつかく働いたがその賃金が未払にな

の場をもちながら、出かせぎにともなう地域的な問題の発見と具体的な対策の検討をつづけていたものでこのほど設置された出かせぎ相談所では、出かせぎ希望者の調査、職業安定所と提携した雇用先の選定、留守家族のいろいろな相談就労先と留守宅の情報交換就労先での激励訪問などを積極的にすすめる計画であり、今年はお互いに出かせぎはやめ、いつ頃、どの方面にどんな仕事を希望するかを決め、出かせぎ相談所を十分に利用するようのでまわっている。

加算地が追加 恩給法の改正

このたび恩給法の一部改正が行なわれ、次の地区に勤務したことのある者は加算恩給に該当することになったので、勤務年数が不足のため普通恩給年限に満たない者は、加算恩給履歴申立書に追記し、その手続きをしてください。
▽旧南西諸島(沖縄)加算期間は昭和十九年十月十日から同二十年九月二日まで。
▽旧満洲開拓青年義勇隊訓練機関の職員。



町有地分譲

静かに澄みわたる大自然に恵まれ、平坦な便利のよい理想的な住宅地を分譲します。
ご希望の方は、十月末日迄、合川町役場内企画財政課へ問合せください。

何時でもできる 補充選挙の申請

いままで補充選挙人名簿への登録の手続きは、何かの選挙があるときに限られていたが、今回法律の改正によって十月一日からは、いつでも(支所)の窓口へ申出ることによって、選挙のとき調製される名簿へ登録されることになりました。
補充選挙人名簿へ登録のため申出できる者は、①新しく合川町に住所を移して三月以上になる者 ②満二十歳になった者 ③基本選挙人名簿より脱漏している者
などとなっておりますが、申出は本人が、役場または支所で「補充選挙人名簿登録

ご芳志に感謝 社会福祉協議会

松橋新一さん(摩当) 父佐五郎さんの死亡による香典返しに代えて金五千円也。
加藤虎治さん(鷹巣町) 父兵治さんの死亡による香典返しに代えて金五万円也。

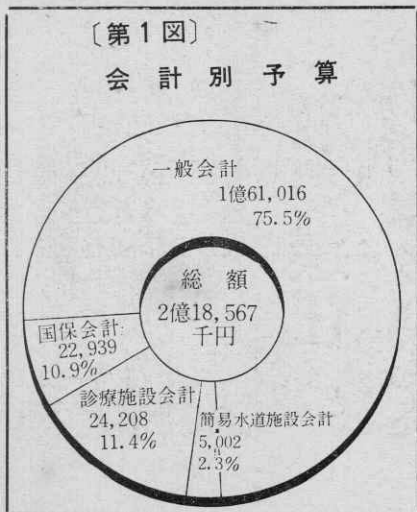
Table titled '町政メモ' listing various municipal events and meetings from 26th to 21st, including '戦没者追悼式', '農業者協議会', '町議会', etc.



みなさんが納付される税金、そのほか町の収入がどのように使われているか、また町政の重点はどこにあるのか、これらを知っていただくため、町では毎年財政の状況をお知らせし、町政への正しい理解を深めてもらうようつとめています。

◆まえがき
町財政の状況を毎年二回にわたって町民のみなさんへお知らせすることになっておりますが、今回は昭和三十八年度決算および、昭和三十九年度予算を中心として町財政の実態を報告することにいたします。

昭和三十八年度は、中学校建築事業の完成をめざした体育館および特別教室の建築事業のほか災害復旧、道路改良、土地条件整備事業等に対する投資が五千三百三十五万三千円(四〇%)にのぼったほか、年度途中において職員給与の引き上げ等もあり、財政運用には大きな困難がもたらされたにもかかわらず、町税収納率



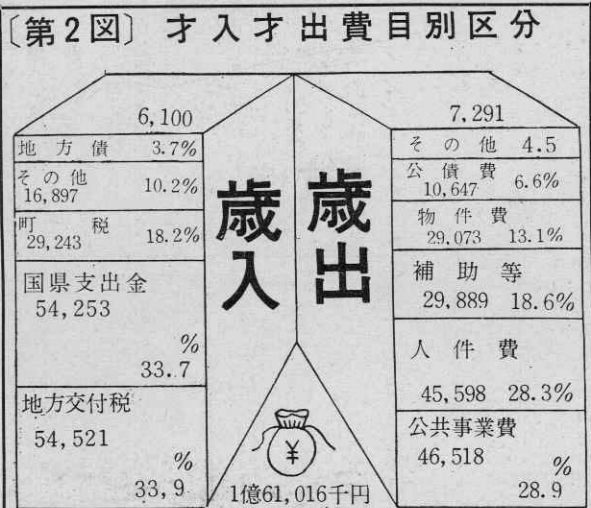
の向上その他の財源確保により百八万三千余円の繰越金が見込まれるという健全財政が維持されました。

◆ことしの予算
町の予算は四つの会計にわかれ、その総額は二億一

- ◆本年の主な事業とその財源
- ◆昭和三十九年度には、児童館建築をはじめとする事業が次のとおり行なわれております。(数字は事業費単位千円)
- ◆児童館建築 三、五三八
- ◆消防施設整備二、三九〇
- ◆中学校建築 四、一五三
- ◆高等学校建築一、〇〇〇
- ◆財産造成事業二、一八七
- ◆病害虫防除器具購入 一一一
- ◆孫七沢林道工事 九三〇
- ◆道路改良 三〇〇
- ◆道路舗装 六〇〇
- ◆宅地造成 五七〇
- ◆公民館建築 三、九一三
- ◆農業災害復旧 二五、一五三
- ◆財産取得費 三九九

◆町債の総額は七千九百万
町債とは別に起債ともいいますが、町でいろいろな事業を行なう場合に自己資金だけではまかなえない場合補助や起債にまたなければならぬことにあります。

現在では、本町のみならず、殆んど各市町村で事業を行なう場合、この起債にまたなければならぬという財政事情にあるわけであり、本町における町債の総額は五月末日現在で七千九百八十五万円となっ



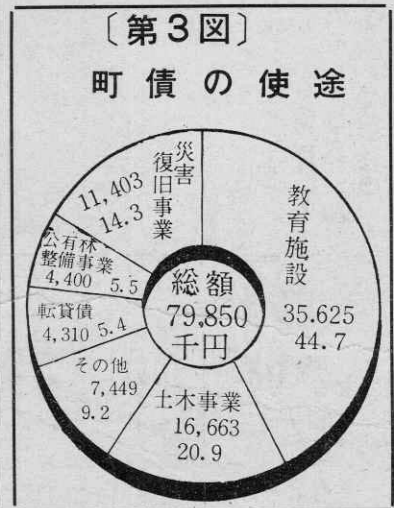
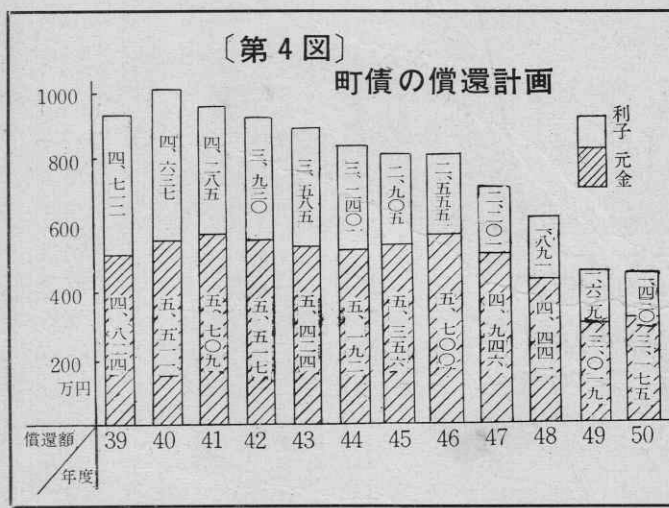
町民の負担状況

【第1表】一般会計予算の内容 (歳入) (町民1人当り 9,556円)

款別	予算額	比率%	町民1人当り
町税	30,020	26.4	2,527
地方交付税	51,000	44.9	4,293
分担金負担金	1,465	1.3	123
使用料手数料	717	0.6	60
国庫支出金	18,889	16.6	1,589
県支出金	3,166	2.8	267
財産収入	2,071	1.9	174
寄附収入	1,300	1.2	109
繰越金	1	—	—
繰入金	1,916	1.7	161
繰入金	3,000	2.6	253
歳入合計	113,545		9,556
会議費	6,083	5.4	512
事務費	27,769	24.5	2,337
民生費	16,718	14.7	1,407
衛生費	2,085	1.8	176
労働費	145	0.1	12
農林水産費	6,220	5.5	524
工業費	56	—	4
土木費	3,394	3.0	286
防衛費	3,081	2.7	259
教育費	21,368	18.8	1,799
災害復旧費	14,312	12.6	1,205
債費	10,655	9.4	897
支出金	959	0.9	80
備出費	700	0.6	58
歳出合計	113,545		9,556

町税 (1人当り 2,484円) の内容

税目	税額	比率	1人当り	摘要
町民税	6,626	22.1%	548	税率超過累進税率
固定資産税	12,995	43.3	1,075	国鉄国有林300万が含まれています1.4評価額×100
軽自動車税	770	2.6	64	オートバイ1,000円ほか
たばこ消費税	4,123	13.7	341	売上げ価格の15/100
電気ガス税	1,715	5.7	142	使用料の7/100
木材引取税	3,790	12.6	314	縦量課税
旧法による税	1	—	—	
合計	30,020	100.0	2,484	



昭和38年度決算の状況 (単位千円 執行率%)

会計別	予算額	決算額			執行率
		歳入	歳出	繰越額	
一般会計	131,414	132,223	131,141	1,082	99.8
特別会計					
中学校建築	39,900	39,401	39,401	0	98.7
国民健康保険	22,462	21,103	22,273	△1,167	99.2
診療施設会計	24,742	23,675	24,283	△607	98.1
基本財産蓄積	50	50	50	0	100.0
合計	218,567	216,453	217,147	△694	99.4

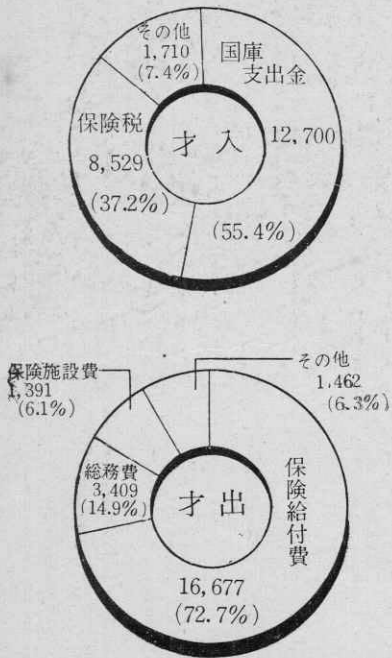
昭昭38年度決算の分析 (普通会計)

歳入				歳出				性質別			
款別	決算額	比率	1人当り	款別	決算額	比率	1人当り	科目	決算額	比率	1人当り
町税	30,903	20.8%	2,601	議会費	5,683	3.9%	478	人件費	41,070	27.9%	3,457
地方交付税	53,187	35.8	4,477	役場費	36,500	24.8	3,072	物件費	20,990	14.3	1,767
国庫支出金	9,501	6.4	800	消防費	3,569	2.4	300	維持補修費	1,830	1.2	154
県支出金	7,060	4.8	594	土木費	11,087	7.5	933	扶助費	4,076	2.8	343
使用料手数料	1,989	1.3	167	教育費	59,191	40.2	4,982	補助費等	8,880	6.0	747
繰入金	42	—	4	社会労働施設費	5,305	3.6	447	建設事業費	53,700	36.5	4,520
地方債	17,600	11.9	1,481	保健衛生費	957	0.7	81	災害復旧費	7,027	4.7	591
繰越金	253	0.2	21	産業経済費	10,893	7.4	917	積立金	50	—	5
その他	27,836	18.8	2,343	公債費	7,442	5.0	626	出資金	310	0.2	26
計	148,371		12,448	計	147,288		12,397	計	147,288		12,397

この決算の数字は、一般会計、中学校建築会計基本財産蓄積会計を合算したものであります。歳出では目的別と性質別に区分してあります。

〔第5図〕

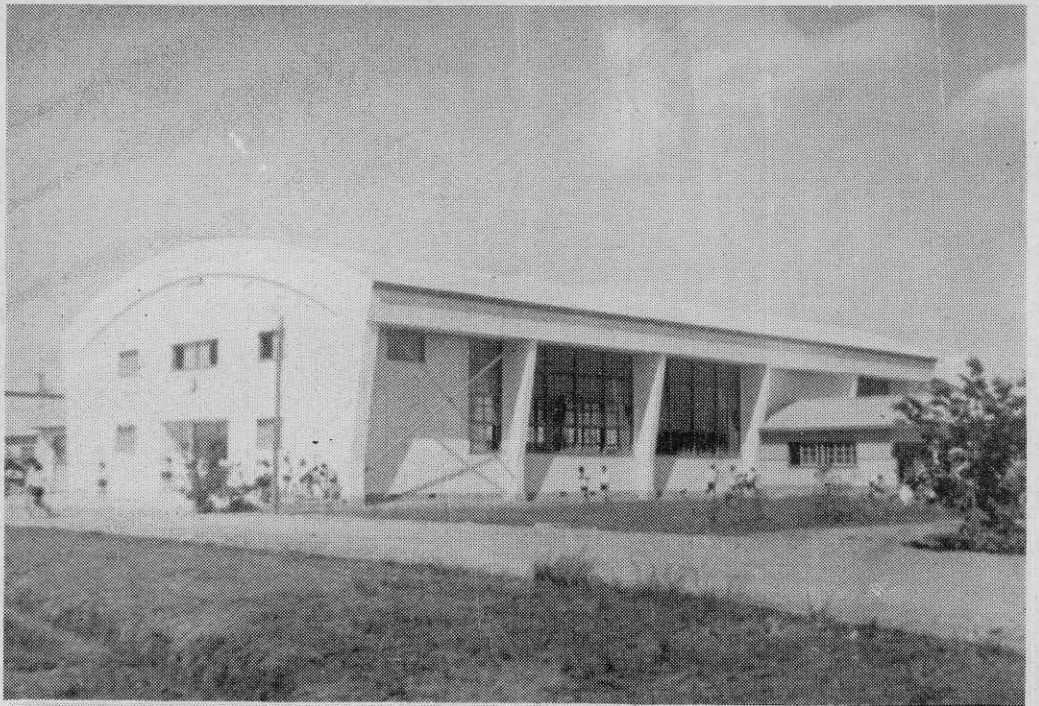
国民健康保険予算



国民健康保険事業

国民健康保険事業は、近年事業内容がいちじるしく拡大充実され、従来までの五割給付が世帯主については七割給付が実施され、さらに家族である被保険者にも適用すべく検討されています。また医療技術の向上による新薬の適用などにより、医療費が年々高くなっており、それにともなう保険料率もあがることになっており、当町においても給付の状況と被保険者で

中学校のシンボル 堂々の体育館



舗装道路で一新された駅前



初めて耕地整理が実施された川井地区



昭和三十七年度においては、いろいろと困難な財政事情下でありながらも合川中学校校舎の完成をめざした体育館、特別教室の建築をはじめ、本町内にはじめて舗装道路がお見得するなど各種事業が行なわれました。その事業費総額は七千四百万余円という巨額になっております。なお施行された事業のうち主なものを写真でご紹介することにいたします。

38年度に施行したおもな事業

〔国民健康保険会計〕

款別	決算額	比率
保険税	8,296千円	39.3%
国庫支出金	10,992	52.1
県支出金	20	0.1
繰入金	500	2.4
繰越金	663	3.1
その他	632	3.0
計	21,103	

性質別	決算額	比率
人件費	2,512千円	11.3%
保険給付費	15,605	70.2
保健施設費	1,274	5.7
繰出金	2,000	9.0
その他	881	3.8
計	22,272	

あるみなさんの負担の実態(四十)であり、これらの人々をよく検討のうえ、健全な健康を守るために年間運用をはかるように計画がたてられております。現在における被保険者は八千七百人(世帯数は千六百)あり、歳入歳出別にみた

町税の徴収状況

税目	調定額	収入済額	徴収率	1世帯当り	1人当り
町民税	7,224千円	6,840千円	93.6%	3,068	576
固定資産税	14,558	13,279	90.4	5,957	1,118
軽自動車税	859	766	84.0	343	64
たばこ消費税	3,668	3,668	100.0	1,645	309
電気ガス税	2,025	2,025	100.0	908	170
木材引取税	4,360	4,325	97.4	1,940	364
旧法による税	2	—	—	—	—
国民健康保険税	9,502	8,296	83.1	3,721	698
合計	42,198	39,199	92.9	17,582	3,299

納税貯蓄組合設立の状況

部落名	組合数	加入世帯数	加入率
道城	3	39	48.8%
上杉	9	123	73.2
下杉	4	63	62.4
駅前	7	101	53.4
川井	3	64	37.0
李岱	9	149	63.9
羽根山	2	40	36.4
福田	1	24	72.7
新田	3	61	67.8
杉山	3	48	94.1
雪田	1	18	75.0
鎌田	3	80	80.8
三木	2	48	57.8
摩当	1	16	42.1
三大	3	58	61.1
内里	1	17	94.4
大芹	1	29	53.7
根田	1	34	55.7
西根	1	53	80.3
八幡	3	45	60.0
木戸	8	123	68.0
増石	4	74	73.3
美栄	1	24	92.3
計	79	1,312	59.7

町有財産の造成事業 刈払いですつきりした小芦沢

自主納税は納税組合で。わが町には、九月末日現在で七十九の納税貯蓄組合が結成され組合員数も千三百十二人に達し(これは納税義務者数の六割を上まわっています)しております。そしてこれらの組合員たちは毎年年度の町税自主納税をめぐって頑張っております。まだ組合を結成してないところ、あるいは、これから組合をつくらうとしていの方々はいつでもご連絡なく町の税務課までご連絡下さい。

町有財産

山林 259.1ヘクタール
 建物(庁舎 学校等) 6,830坪
 土地 (役場 病院 布地その他) 37,202坪
 証券及び現金 6,458千円

10月は
 固定資産税 3期を
 わすれずに納めましょう

税務課では係員が資料等をとのえてみなさんのところまで出向き、詳しくご相談申し上げます。

